

# 一人ひとりの

# 心がけが大切です!!

COVID-19



STAY HOME

## 新型コロナウイルスとは

発熱やのどの痛み、せきが長引く(1週間前後)、強いだるさ(倦怠感)を訴える人が多いことが特徴です。また、嗅覚(におい)や味覚(あじ)も低下することが分かり、新聞やニュースで報道されています。しかし、嗅覚や味覚の障がいはいんフルエンザや一般の「風邪」でも生じることがあり、必ずしも新型コロナウイルスだけが原因ではありません。

感染から発症までの潜伏期間は、1日から12日程度と言われ、飛沫感染、接触感染によりうつると言われています。

## 新型コロナウイルス感染症に注意

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は「手洗い」やマスクの着用を含む「せきエチケット」です。

感染症対策を徹底し、もし発熱などの風邪症状がみられる場合には外出を自粛するなど、「かからない」「うつさない」対策をしましょう。

## 感染を予防するには

- ① 換気の悪い「密閉空間」、多数が集まる「密集場所」、間近で会話や発声をする「密接場面」、これらの集団感染のリスクを高める3条件が同時に重なることを回避すること
- ② 手洗いの励行やせきエチケットに努めること
- ③ 新型コロナウイルスの感染症を疑った場合は、保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター」へ電話で相談すること
- ④ 発熱やせきなど、風邪の症状があり、かかりつけ医を受診する際には、直接受診せず、必ず事前に電話で相談すること
- ⑤ 海外の渡航について、外務省の勧告・指示に従うこと

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

**外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前**などこまめに手を洗います。

## 正しい手の洗い方

手洗いの前に  
 ・爪は短く切っておきましょう  
 ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのばすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

▲出典：厚生労働省

新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ  
 帰国者・接触者相談センター

福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

☎ (0948) 21局 4972 番 (平日8時30分～17時00分)

福岡県保健所夜間休日緊急連絡番号 ☎ 092 (471) 0264 番

# 緊急事態宣言!!

## 緊急事態宣言

4月7日、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府は、福岡県を含めた7都府県に「緊急事態宣言」を発令しました。

それを受け、福岡県知事より「緊急事態措置」が発令され、本町においてもこれまで独自に設置していた新型コロナウイルス感染症対策本部を新型コロナウイルス感染症対策特別措置法に基づき対策本部として設置し、感染防止対策の総合的な推進を図ることとし、令和2年度第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を4月8日に開催し、次のことを決定しました。

- ① これまで実施してきた感染防止に向けた取組を引き続き実施すること。
  - ② 福岡県が実施する「緊急事態措置」を町の実情に応じ実施すること。
  - ③ 町内の公共施設のすべてを5月6日（水・振休）まで臨時休館とすること。今後も県や町の発表する情報を注視するとともに、引き続き5月6日（水・振休）までは不要・不急の外出を控え感染防止の取組にご協力をお願いいたします。
- 現在までに町が発表している情報は特設ページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」で確認することができます。

## 緊急事態宣言、全都道府県に拡大 福岡県は特定警戒都道府県

新型コロナウイルスの感染拡大が続くなかで政府は4月16日、特別措置法に基づく緊急事態宣言を全都道府県に拡大しました。期間は5月6日までとし、福岡県は、「特定警戒都道府県」に位置付けられました。拡大の背景には、ゴールデンウィークを控え、人の移動を最小限に抑制する狙いがあります。不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいで人が移動することを、まん延防止の観点から絶対に避けるよう、住民に促していただくようお願いすると強調し、協力を求められています。

## 公共施設の利用休止・事業の延期

- 緊急事態措置に伴い、公共施設の利用休止や事業の実施を延期しています。
- ① 小中学校の臨時休校
  - ② 中央公民館（図書室含む）
  - ③ 体育施設（町立体育館、武道館、弓道場、テニス場、町民グラウンド）
  - ④ 歴史民俗博物館
  - ⑤ 町内小・中学校、豊翔館の体育施設
  - ⑥ 総合福祉センター（管理棟・福祉棟・勤労者ふれあい棟）
  - ⑦ 乳幼児健診や総合健診

- 利用休止・期間 5月6日（水）まで
- ※ 状況により変更となる場合があります。

- 問い合わせ ①②③④⑤教育課、⑥社会福祉協議会、⑦役場保険健康課健康増進係

## 緊急事態措置の内容

- ① 生活の維持に必要な場合を除き、外出を控えること
- ※ 生活の維持に必要な場合とは、医療機関への通院、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動や散歩などを行います。
- ② 職場への出勤は、外出自粛の要請の対象としないが、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など人との交わりを低減すること
- ③ 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から、極力避けること。なお、都市封鎖（ロックダウン）とは異なるものです。
- ④ 感染の拡大につながるおそれのある催物（イベント）開催を控えること
- ⑤ 飲食料品や生活必需品の小売店等生活に必要な事業は継続されるため、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等をしないこと

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

# 3つの「密」を避けましょう!

① 換気の悪い  
**密閉空間**

② 多数が集まる  
**密集場所**

③ 間近で会話や  
発声をする  
**密接場面**

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

**3つの条件がそろった場所がクラスター(集団)発生のリスクが高い!**

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には消毒などを行ってください。

首相官邸 厚生労働省 厚労省 コロナ 検索

▲出典：首相官邸HPより

# 新型コロナウイルス関連支援策

4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）を変更する閣議決定がされました。

生活支援臨時給付金（仮称）は、特別定額給付金（仮称）とされ、簡素な仕組みで全国すべての人々へ迅速かつ的確に家計への支援を行うこととされました。

町においては、国の動向を注視しながら準備をしているところです。ここでは、4月20日現在の国の支援策の一部を掲載します。

現時点で確定のものでありませんので予めご了承ください。

なお、確定後は随時、広報紙やホームページ等でお知らせしていきます。



## 特別定額給付金（仮称）

緊急事態宣言後、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減することにご協力をいただいているところです。しかし、事態収束も見通せずに日々の生活に困窮している人もいます。国では、家計への支援を行うこととし、全国民に一律で1人当たり10万円の給付を行うことで調整がされています。詳しい内容は、コールセンターにお問い合わせください。

ださい。

● **対象者** 基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている人で受給権者は、世帯の世帯主

● **給付額** 1人10万円

● **申請方法** 郵送申請及びオンライン申請

● **受付期間** 申請受付開始日から3か月以内

● **問い合わせ** コールセンター（03）5638局5855番まで（土・日・祝日を除く午前9時から午後6時30分）

## 子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして児童手当を受給している世帯（0歳から中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金を支給するものです。

● **給付額** 対象児童1人につき1万円

● **対象児童** 児童手当の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童を含む）

● **申請・受付期間** 調整中

● **問い合わせ** 役場福祉人権課児童人権係まで

## 布製マスクの全戸配布

洗剤を使って洗うことで、再利用可能な布製マスクを、日本郵便の配送網を活用し、全国の世帯に向けて、1住所当たり2枚ずつ配布されます。

● **問い合わせ** 布マスクの全戸配布に関する電話相談窓口 ☎（0120）551局299番まで（午前9時から午後6時）

## 町税の徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例措置です。

● **期間** 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町税について適用

● **問い合わせ** 役場税務住民課収納係まで

## 固定資産税の軽減措置

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を①2分の1または②ゼロとする支援措置です。

● **対象者** 令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて①30%以上50%未満減少している者、②50%以上減少している者

● **期間** 令和3年度課税分の固定資産税について適用

● **問い合わせ** 役場税務住民課係まで

## 電波利用料の支払猶予

総務省は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、緊急事態措置を実施すべきとされた区域を対象に、4月8日から電波利用料の支払猶予を行っています。

● **問い合わせ** 総合通信基盤局 電波部電波政策課 電波利用料企画室 ☎（03）5253局5800番まで

## 固定電話・携帯電話等に係る料金の支払期限延長

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う固定電話・携帯電話等に係る料金の支払期限延長等の支援がされています。

● **問い合わせ** ご使用中の電気通信事業者へそれぞれお問い合わせください

## 中小企業に対してのセーフティネット保証4号認定

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた中小企業者の救済措置として、町からセーフティネット保証4号の認定を受けることで、信用保証協会の通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）が利用可能になります。

● **申請** 申請ができる企業は、次のす



べてに該当する中小企業者です。  
① 鞍手町で3か月以上継続して事業を行っていること

② 新型コロナウイルス感染症に起因して、原則として最近1か月の売上高等が前年同月と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期と比較して20%以上減少することが見込まれること

● **申請方法** 次の必要書類を地域振興課商工振興係に提出してください。  
認定申請書2部、事業開始年月日等の確認できる書類1部、月別の売上高等の確認できる書類1部、委任状（金融機関等の代理人が申請する場合）1部

● **問い合わせ** 役場地域振興課商工振興係まで

### 中小企業・個人事業主 持続化給付金等の支援策

新型コロナウイルス感染症により、特に大きな影響を受けている事業者に対して事業の継続を支え再起の糧となる給付金が創設される予定です。

● **問い合わせ** 中小企業金融・給付金相談窓口（0570）783183番まで

### 福岡県社会福祉協議会特例貸付

社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により生活が困窮し、日常生活の

維持が困難となっている世帯に特例貸付を行います。

● **緊急小口資金** 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付（原則上限10万円、1年以内の据置期間後2年以内に返済、特例の場合20万円）

● **総合支援資金** 生活再建までの間に必要な生活費用の貸付（原則上限月15万円の3か月分、1年以内（単身世帯・月15万円、2人以上世帯・月20万円）の据置期間後、10年以内に返済）

● **審査** 福岡県社会福祉協議会による審査があります

● **申し込み・問い合わせ** 社会福祉協議会まで

### 中小企業活性化計画に基づく 支援事業

町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、鞍手町中小企業活性化計画に基づく次の2つの事業の実施を延期します。

● **創業支援** 近年、減少傾向にある地域事業者対策として、本町に居住し創業する意欲のある人を募集し、創業に要する費用の一部を予算の範囲内で補助し、移住定住の促進と地域経済の活性化を図る事業

● **商品開発** 町内の中小企業や個人事業主の技術と地域の農産物を活用して商品開発を行う事業者を募集し、商品開発に要する経費の一部

を予算の範囲内で補助し、地場製品の消費拡大と地域事業者の所得向上を図る事業

● **問い合わせ** 役場地域振興課商工振興係まで

### 緊急事態宣言に伴う措置

4月7日に新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が福岡県に発令されました。緊急事態宣言は、人と人との接触を極力減らすよう、対象となった区域に更なる行動自粛を求め、感染拡大を防止することが目的です。実施すべき期間は5月6日までと定められています。引き続き「密閉」「密集」「密接」を避け、手洗い、せきエチケットに努め、発熱やせきなど、風邪の症状があり病院を受診する際は、事前に電話で相談してください。

【自粛の対象とならない外出の例】  
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での散歩など、生活の維持のために必要な場合のみ

また、4月14日から5月6日まで、特措法施行令第11条に規定する施設のうち、社会生活を維持するうえで必要な施設等を除いた施設の使用停止協力要請が福岡県全域に発令されています。施設の種類は、遊興施設、大学・学習塾、学校、運動施設、遊戯施設、劇場等、集会・展示施設、商業施設（生活必需品物資の小売り関係等以外の店舗）。詳しくは、福岡県ホームページ

を参照してください。  
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19emergency-details.html をご覧ください。

### 新型コロナウイルス感染症に 便乗した詐欺にご注意を

町や総務省、厚生労働省の職員を装った不審な電話・メールの事例が発生しています。町や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは絶対にありません。その際は、町や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。詐欺の恐れがありますので、ご注意ください。

### 小・中学校学習支援

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、次のサイトでは、児童・生徒の学習面や生活面などに役立つ資料が、紹介されていますので、家庭学習などに活用ください。

● **子どもの学び応援サイト** [https://www.next.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_0001.htm](https://www.next.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_0001.htm)

● **問い合わせ** 文部科学省（03）52533局4111番まで

● **臨時休業中の子どもたちの家庭学習・生活サポート資料集** <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/coronasupport2020.html>

● **問い合わせ** 福岡県教育委員会義務教育課（092）6433局3908番まで